

秦野市道路条例及び秦野市下水道条例の一部を改正することについて

秦野市道路条例及び秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

固定資産税評価額の評価替えによる地価の動向等を考慮し、道路及び公共下水道の敷地の占用に係る占用料の額を改定するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市道路条例及び秦野市下水道条例の一部を改正する条例

(秦野市道路条例の一部改正)

第1条 秦野市道路条例（平成24年秦野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第17中備考以外の部分を次のように改める。

別表第17（第51条関係）

占有物件		単位	占有料 (単位 円)
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき	1,660
	第2種電柱	1年	2,560
	第3種電柱		3,450
	第1種電話柱		1,490
	第2種電話柱		2,380
	第3種電話柱		3,270
	支線柱及び支線		680
	その他の柱類		150
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき
	地下に設ける電線その他の線類	1年	9
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,460	
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき 1年	890	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,970	
郵便差出箱		1,250	

	広告塔		表示面積1 平方メート ルにつき1 年	4, 530
	その他のもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	2, 970
地下埋設 電線管、 水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する物 件	外径が0.07メートル未満 のもの		長さ1メー トルにつき 1年	62
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			89
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			130
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			180
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			270
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			360
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			620
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			890
	外径が1メートル以上2メー トル未満のもの			1, 780
	外径が2メートル以上のもの			3, 570
鉄道、軌道その他これらに類する施設			占用面積1	2, 970
歩廊、日よけその他これら に類する施設	歩廊		平方メート ルにつき1 年	130
	その他の もの			200
地下街、	地下街及び地下	階数が1		$A \times 0.004$

地下室、 通路、浄 化槽その 他これら に類する 施設	室 のもの	階数が2		$A \times 0.007$
		階数が3 以上のも の		$A \times 0.008$
		上空に設ける通路		2,260
	地下に設ける通路		1,360	
	その他のもの		200	
露店、商 品置場そ の他これ らに類す る施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占有面積1 平方メート ルにつき1 日	45
	その他のもの		占有面積1 平方メート ルにつき1 か月	450
看板、標 識、旗ざ お、パー キング・ メータ ー、幕及 びアーチ	看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に 設けるも の	表示面積1 平方メート ルにつき1 か月	450
		その他の もの	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	4,530
	標識		1本につき 1年	2,380
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設	1本につき 1日	45

	けるもの		
	その他のもの	1本につき 1か月	450
幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	450
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1か月	4,530
	その他のもの		2,260
太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方メートルにつき1年	2,970
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1か月	450
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			300
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設け	占有面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.014$

	るもの	
	上空に設けるもの	$A \times 0.02$
	その他のもの	$A \times 0.028$
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	$A \times 0.014$
	その他のもの	$A \times 0.01$
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$A \times 0.014$
	上空に設けるもの	$A \times 0.02$
	その他のもの	$A \times 0.028$
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.028$
その他のもの		市長がその都度定める額

(秦野市下水道条例の一部改正)

第2条 秦野市下水道条例（昭和55年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「秦野市財務規則（昭和56年秦野市規則第11号）」を「秦野市公共下水道事業会計規程（平成28年秦野市企業管理規程第6号）」に改める。

別表第1通路の部占用料の欄中「280」を「230」に、「620」を

「510」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の秦野市道路条例又は秦野市下水道条例の規定により施行日前に施行日以後の期間に係る占用の許可を受けている場合において、この条例による改正後の秦野市道路条例別表第17及び秦野市下水道条例別表第1の規定は、施行日以後の期間に係る占用料について適用し、施行日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。